

事 務 連 絡  
平成 2 7 年 6 月 1 7 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人が附帯業務として実施する海外における医療施設の運営に関する業務について（Q & A）

医療法人制度の円滑な推進につきましては、平素より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療法人が海外において医療施設の運営に関する業務を実施することについては、「医療法人の附帯業務の拡大について」（平成 2 6 年 3 月 1 9 日付医政発第 0 3 1 9 第 4 号厚生労働省医政局長通知）及び、「医療法人の国際展開に関する業務について」（平成 2 6 年 3 月 1 9 日付医政発第 0 3 1 9 第 5 号厚生労働省医政局長通知）により附帯業務として実施することを認め、その場合に遵守すべき事項についても周知しているところですが、今般、複数の相談事例があったこと等を踏まえて、Q & A を別添のとおり作成しましたので、各都道府県におかれましては、御了知の上、管内の医療法人に対して指導・監督するに当たって参考としてご活用いただきますようお願いいたします。

医療法人が附帯業務として実施する海外における医療施設の運営に関する業務について (Q & A)

Q 1 医療法人が海外における医療施設の運営に関する業務を実施する場合に、その業務の内容に関して留意すべきことは何か。

A 以下の点について留意されたい。

- ① 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する業務であること。
- ② 日本や現地の法令等に従って、医療施設を運営し、適切な内容の医療を提供していること。
- ③ 当該医療法人が日本国内に開設する病院等の経営に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などを行っていないこと。
- ④ その他、当該医療法人が日本国内に開設する病院等の経営に支障を与える可能性のあることを行うものでないこと。

Q 2 医療法人が海外における医療施設の運営に関する業務を実施するに当たり、必要な現地法人への出資を行う場合に留意すべきことは何か。

A 以下の点について留意されたい。

- ① 「医療法人会計基準について」(平成26年3月19日付医政発第0319第7号厚生労働省医政局長通知)により周知した医療法人会計基準を適用した会計処理を行っていること。
- ② 出資の価額は、繰越利益積立金の額の範囲内となっていること。

Q 3 現地法人へ出資する場合、当該医療法人が全額を出資していなければいけないのか。

A 当該国(現地)の制度・行政指導等に従う必要があることから、全額出資に限定せず、出資割合に関する基準も特に設けないこと。